



募集案内書

先着順

受付期間

R7.10.8 (水)

— 3.31 (火)

募集には条件がありますので、こちらの案内書をよくご覧の上申込期間内にお申込みください。

宮津市役所

建設部 都市住宅課 建築住宅係 (本館南棟 3 階)

京都府宮津市柳縄手 345-1

☎ 0772-45-1631

みやづ城東タウン社宅 募集案内書

- 1 使用物件 4階の空き住戸 1戸 使用料 月額 42,000円
及び使用料

【留意点】

- 全ての住戸の使用料に、駐車区画1台と屋外倉庫を含みます。
- 年度途中での使用許可の場合は、当該月の使用料は日割り計算とし、当該年度末までを年額として使用料を算出します。
- 隣組費（1,000円／月）と自治会費は別に必要です。

- 2 応募者資格 民間事業者、公共団体、公共的団体

- 3 使用できる用途 従業員向け住宅 ※入居は1年以上の居住を見込む者

- 4 使用時期 使用許可日から令和8年3月31日まで
 ※令和8年度以降も使用可能。但し、1年毎に事業者から市へ使用許可申請書を提出した上で、使用許可の更新手続きを行う。

- 5 申込みについて

- (1) 申込期間 令和7年10月8日（水）から3月31日（火） ※土日祝日は除く
 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出書類 使用申込書、誓約書、市税完納証明書
- (3) 提出方法 下記の提出先へ持参すること ※郵送不可

<提出先>

宮津市役所建設部 都市住宅課 建築住宅係（本館南棟3階）
TEL 0772-45-1631（直通）／626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

- (4) その他 事前の住戸見学が可能（要予約）。

- 6 使用の決定 先着順による。但し、同じ日に申込みがあり、定数を超える場合は抽選会を実施。

7 使用許可について

(1) 許可条件

- ① 申込者（以下「事業者」）が居住させる従業員（以下「入居者」）は、1年以上の居住を見込む者であること。
- ② 城東自治会及びみやづ城東タウン隣組が行う諸活動に協力すること。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・宗教活動又は政治活動を目的とした使用
 - ・暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある使用
 - ・公序良俗違反、その他社会的な非難を受けるおそれのある使用
 - ・その他、市長が不適当であると認めるもの

(2) 許可取消事由

- ① 誓約書、使用許可書の記載内容に違反したとき。
- ② 応募資格の要件を欠いたとき。
- ③ 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- ④ コンクリート壁など構造躯体に対し、改変等を行ったとき。
- ⑤ 宮津市暴力団排除条例（平成24年宮津市条例第20号）第2条第3号に掲げる暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。
- ⑥ 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

費用負担について

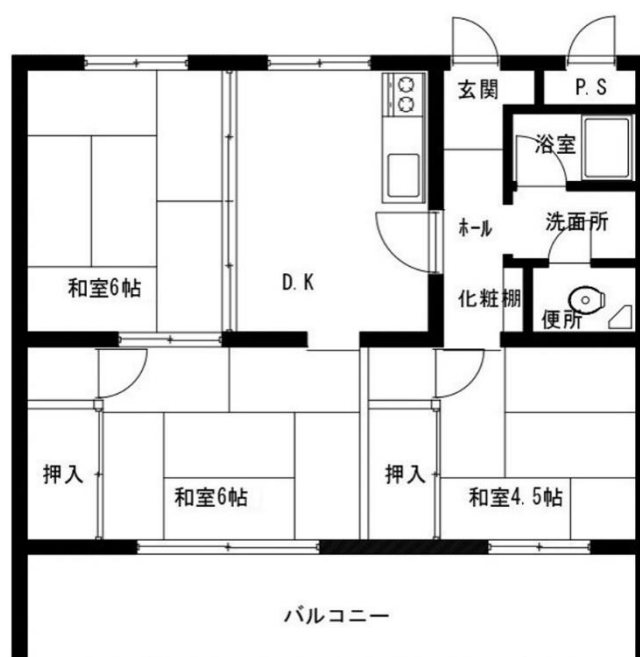
項目		条件
経費	電気・水道使用料	事業者(入居者)が自己負担
	隣組費、自治会費	事業者(入居者)が自己負担 それぞれの費用や支払方法は自治会の指示に従うこと。
	敷金	不要
その他	管理	使用許可住戸は、事業者が責任をもって管理すること。 なお、周辺の静穏な居住環境を乱さないよう留意すること。
	駐車場	1戸につき1区画は使用料に含まれます。 2台目を使用する場合は近隣の民間駐車場を利用すること。
	自治会活動への協力	城東自治会やみやづ城東タウン隣組が行う諸活動について協力すること。

みやづ城東タウンについて

所在地 宮津市字惣 3 9 7 番地
建設年 昭和 6 3 年
構造等 鉄筋コンクリート造 4 階建
住戸面積 5 8 m² (3 D K)



4 階 間 取 り



使用する上での留意事項

【基本事項】

- (1) 住戸を使用する権利を第三者に譲渡し、交換し、または担保等に供することはできません。
- (2) 誓約書及び使用許可書に付す条件に基づき使用していただきます。

【住戸の修繕負担】

- (3) 住戸は使用許可する前に、宮津市が住戸（内装）の修繕を行った上で、使用していただきます。主な修繕内容は、畳表替え・ふすまや網戸の張替・壁や天井などの補修を行います。なお、修繕は、破損や劣化などが見受けられる箇所のみを行います。
- (4) 使用許可後の住戸修繕については、宮津市が作成する「修繕負担区分表」に基づいて、宮津市または事業者が行います。但し、故意、過失等により事業者の責めに帰すべき事由により、汚損・破損等したものは事業者負担の修繕とします。
- (5) 住戸内の改修については、住宅維持管理上支障がないと認められる場合※に限り、宮津市の承認を得た上で、事業者負担により実施することが可能です(別途申請が必要)。ただし、住戸返還時の原状回復が条件となります。
※コンクリート壁など構造躯体の改変は認められません。

【自治会との調整】

- (6) 入居後は速やかに、城東自治会への加入手続きを行ってください。
- (7) 事業者（入居者）は、自治会や近隣住民等と良好な関係を構築できるよう、積極的に城東自治会が行う諸活動など地域コミュニティ活動に協力してください。

【相隣関係について】

- (8) 入居するにあたり、他の入居者や近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音等には十分配慮してください。
また事業者が入居させる者に対して、共同住宅のルール遵守やマナーへの理解、近隣住民等に配慮するよう、十分に指導してください。
- (9) 使用住戸について、城東自治会や近隣住民等から問い合わせや苦情があった場合は、現地確認を行い、必ず、誠意をもって丁寧に対応してください。

【その他】

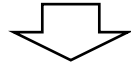
- (10) 他世帯の者が居住する場合は、2世帯までの同居を可能とします。
- (11) 犬や猫などの動物を飼育することはできません。

手続きの流れ

1 申込み（先着順）

使用申込書などの必要書類を建築住宅係へ持参して提出。

住戸見学が可能
（平日 10 時～16 時）
※事前予約が必要



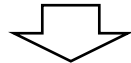
2 使用許可申請書の提出

市様式の行政財産一時使用許可申請書を提出



3 使用許可及び使用料納付

申請書提出後、約 2 週間を要します。使用許可後は、速やかに使用料を納付してください。



4 入居報告・自治会手続き

宮津市へ入居時期や入居者名簿を提出し、入居後は城東自治会への加入手続きが必要です。



5 使用許可の更新

使用許可の更新のため、毎年 2 月末までに使用許可申請書を提出していただきます。